

## 猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

### 第26回委員会会議録

1. 日時：平成23年8月19日（金） 18：30～20：30

2. 場所：川西市役所 7階 大会議室

3. 出席者 (◎委員長、○副委員長)

学識経験者	◎吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科教授
学識経験者	○尾崎 博明	大阪産業大学工学部都市創造工学科教授
学識経験者	中嶋 鴻毅	大阪工業大学情報科学部情報メディア学科教授
学識経験者	原田 正史	大阪市立大学大学院医学部研究科准教授
学識経験者	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授（欠席）
学識経験者	高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科教授
周辺地域住民代表	小笠原 昭	国崎自治会（欠席）
周辺地域住民代表	鈴木 啓祐	猪名川漁業協同組合
周辺地域住民代表	北野 正	黒川・新滝地区
周辺地域住民代表	中垣内 吉信	田尻下区（欠席）
周辺地域住民代表	中西 俊裕	野間出野区
組合区域住民代表	北堀 東次郎	川西市在住
組合区域住民代表	萩原 茂雄	川西市在住
組合区域住民代表	森田 治男	川西市在住
組合区域住民代表	西村 克也	猪名川町在住
組合区域住民代表	瀬戸口 勇一	豊能町在住
組合区域住民代表	藤岡 民江	能勢町在住
関係行政職員等	勝野 聡一郎	阪神北県民局
関係行政職員等	小坪 洋巳	水資源機構
関係行政職員等	井上 功	川西市
関係行政職員等	福田 雅昭	猪名川町
関係行政職員等	南 正好	豊能町（欠席）
関係行政職員等	藤原 伸祐	能勢町
事務局	杉岡 悟	施設組合事務局長
事務局	大上 肇	施設組合事務局施設管理課長
事務局	山内 敬之	施設組合事務局次長兼総務課長

#### 4. 配布資料

- ・第25回環境保全委員会会議録及び修正箇所一覧
- ・環境影響評価事後調査
  - 排出源モニタリング：大気質中間報告
  - 排出源モニタリング：水質中間報告
  - 排出源モニタリング：処分物中間報告
- ・環境影響評価事後調査
  - 動植物中間報告
- ・平成22年度環境影響評価事後調査結果報告書にかかる意見について
- ・ダイオキシン類総排出量に対する考え方の推移
- ・ダイオキシン類総排出量の算定項目の推移
- ・第25回環境保全委員会でのご質問について
- ・環境保全委員会委員の意見書に係る回答について
- ・課題確認事項

+

#### 5. 次第

##### (1) 議事

- ・第25回環境保全委員会会議録について
- ・事後調査結果について
- ・平成22年度環境影響評価事後調査結果に対する意見について

##### (2) 報告事項

+

開 会 18時30分

○事務局

それでは第26回環境保全委員会を開会させていただきたいと存じます。

議事に先立ちまして、委員の御出欠を御報告させていただきます。小笠原委員、中垣内委員、南委員より御欠席の御連絡をいただいております。

また、吉田委員長はもう間もなくお見えになるかと存じますが、委員長がお見えになれるまで、大変恐縮ではございますが、尾崎副委員長に進行のほう、お願いしたいと存じます。

それでは副委員長、よろしく進行のほうお願い申し上げます。

○副委員長

皆さんこんばんは。暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今お話がありましたように、吉田委員長がちょっと遅れられるということでございますので、お見えになるまで、議事進行をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、まず、第24回の環境保全委員会の会議録ですが、追加とかございますか。

○事務局

25回の会議録の関係でございます。資料1をご覧ください。

委員の皆様から、17件の訂正の申し出がございました。この形で訂正させていただいて、会議録を調整させていただいたところでございます。

以上、会議録についてでございますが、御確認をよろしくお願いいたしますと存じます。

なお、大変恐縮でございますが、今回の会議録を作成する都合上、お願いがございます。正確な会議録作成のため、大変恐縮ではございますが、御発言に際しましては、挙手の上、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。

またその際、マイクをお持ちいたしますので、そちらのほうをお使いいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副委員長

次第には24回になっておりますが、25回ですね。25回の会議録ですが、委員の方々から御指摘事項等ございましたら、お願いしたいと思っております。

何かございますでしょうか。

特になければ、会議録を承認するというので、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○副委員長

それでは承認したということにさせていただきます。

それでは、議事の2番目ですが、事後調査結果についてということで、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局

事後調査結果について御説明させていただきます。

会議録の次に、第26回環境保全委員会調査結果の概要をつけさせていただいておりますが、次のページより資料がございますので、それに沿って御説明させていただきます。

事後調査結果の排出源モニタリング結果について、御説明いたします。

まず、資料2-1をご覧くださいと思います。

調査内容及び調査結果の概要を2-1ページに、調査結果を2-2ページから2-8ページに示しております。

排ガス調査につきましては、平成23年4月22日と6月3日に実施いたしまして、調査したすべての項目において、管理基準値以下となっております。

連続測定項目では、立ち上げ、立ち下げ時の一酸化炭素を除いて、管理基準値を超過する項目はございません。

2番目に、水質でございます。資料2-2をお開きください。

調査内容及び調査結果の概要を2-9ページ、調査結果を2-10ページに示しております。

下水放流水の水質につきましては、平成23年4月21日、5月11日、6月3日に実施し、調査しましたすべての項目において下水道法排水基準値以下でございます。

3番目に、処分物でございます。資料2-3をご覧くださいと思います。

調査内容及び調査結果の概要を2-11ページに、調査結果を2-12、13ページに示しております。

溶融飛灰固化物、溶融スラグ、焼却灰、大塊物、溶融メタルとも、すべての項目で基準値以下でございます。

事後調査の排出源モニタリング結果についての説明は以上でございます。

続きまして、環境モニタリングについて、御説明いたします。

(「質問があるんですけども。」の声あり)

○副委員長

今の排出モニタリングの部分ですか。

○委員

2-13のところの溶融メタルなんですが、判定基準のところ、大阪湾広域臨海環境整備センター受入という書き方がしてあるんですが、溶融メタルはリサイクルされているのではないのですか。

○事務局

そのとおりでございます。したがって、フェニックスのほうの基準は適用されないというような意味で、この判定基準のところにつきましては、ハイフンという表示をしております。

○副委員長

今の御説明でよろしいですか。

○委員

先ほど事務局のほうから、指摘がなかったんですけども、排出源モニタリングの2-2ページについてですが、データの訂正の提案をしたいと思うんです。ちょっとひどい状態ですので、よろしいでしょうか。

第1点はですね、その表の上から3分の1ぐらいになりますかね。硫黄酸化物排出量 $m^3$ (N)/hですけども、これが0.03未満ということになります。四つともそうです。

ちょっと細くなるんですけど、乾き排ガス量が21,000から27,000ですから、その1PPMといいますと、0.021から0.027になりますね。当然0.03未満ということ。これが間違っております。

それから第2点はですね、その連続測定、真ん中辺にですね、窒素酸化物濃度、それから下3分の1ぐらいに一酸化炭素濃度というのがございます。

窒素酸化物濃度の換算値、vol ppmですけども、それも3未満となっておりますけど、これ4未満、4未満、4未満。それから、一番右の列ですけども、2未満となっておりますけど、これ3未満になります。

それから、下のほうの一酸化炭素濃度、これも換算値のほうは3未満、これが4未満になります。それから、右のほうへ行きますと、7と3未満、これは合っております。

と言いますのは、これをご覧になりますとわかるように、真ん中辺の窒素酸化物濃度、それから一酸化炭素濃度、一番右の列のこの測定値、それから酸素濃度、これが窒素酸化物と一酸化炭素濃度と全くこれ同じなんです。

それに対してこの換算値が上のほうでは2未満、下のほうでは3未満となっておりますね。それで私ちょっとおかしいと思って、全部検算してみました。

そういうことで、結果の考察には関係ないんですけど、これはちょっとでたらめな数値に

なってますので、今回が第1回目でありますので、これが2、3四半期と差が出てきたりすると困りますのでね、ちょっと指摘をさせていただいておきます。

○副委員長

事務局から、何かございますか。

○事務局

この表現の仕方のところですけども、まず硫黄酸化物の排出量のところでございますが、私どもが聞いておりましたのは、この乾きガス量と硫黄酸化物濃度を掛け合わせた値の表示をいたします、小数第2位のところから第3位のところについては、数字は出てくるわけですけども、それを切り捨てるというふうに分析屋さんのほうから聞いておまして、こういう表現になっておるといふふうに理解をしたわけです。

○委員

そうしましたらですね、具体的な数字で、例えば左のほうから、0.021、0.027、0.021、0.024となりますね。小数点第3位を切り捨てると、みな0.02になるはずなんです。0.02というのは、ここに書いてありますように、0.02未満とは言わないわけです。0.02以下とは言いますけどもね。未満というのは、御承知のように、その数を含まないんです。したがって、ここは0.03未満というのが正解なんです。

○副委員長

委員長が来られたんですが、この件だけちょっとお話させていただきますけど、データの表現の仕方の問題ですね。全体的に確認できない部分があるかもしれませんが、ちょっと精査をしていただきまして、もし誤り等ありましたら、訂正をいただくということによろしいですか。

○委員

このページを差し替えていただきたいんです。12のデータのうち9のデータが誤りなんです。

もう1回確認していただいて、このページは差し替えてもらいたいと思いますね。

○副委員長

今確認は難しいと思うんで、全体的にちょっと精査をいただきたいということで、よろしゅうございますか。全体の考察等にはあまり直接には影響しないかと思っておりますので、そういうふうにしていただきます。

○委員

先ほどの溶融メタルの判定基準というのは、これはリサイクルされるものについても、ダイオキシンの分析結果が必要であり、ある程度の判定基準というものが求められるものなん

でしょうか。

○事務局

ここで表示しておりますデータについて、このデータをもとに、別の基準と照らし合わせるような場合がございますれば、その判定をさせていただいておりますし、この溶融メタルのように、確実に売却してしまうと、フェニックスのほうには間違いなく搬入しないというようなものについては、判定をするということ自体が少し意味をなさないと思いますので、そういう表現の仕方をさせていただいております。

○委員

これを何も知らない人が見ると、やはりセンターに受け入れられるというふうな、受け入れられて埋め立られているというようにしか読めないと思うんです。

それでしたら、別に判定基準を書かなくても、リサイクルに回っているということが書かれていれば、状況としてはわかるのではないのでしょうか。

○事務局

わかりました。次回からそのように表現をいたします。

◎委員長

ほかに御質問ございますでしょうか。

(発言者なし)

◎委員長

そうしましたら、続きまして、環境モニタリングについて説明をお願いします。

○事務局

それでは、環境モニタリングについて御説明いたします。

資料3をご覧ください。動植物のヒメボタルについてでございます。

調査内容及び調査結果の概要を3-1ページに、調査方法、調査結果、まとめを3-2ページから3-6ページに示しております。

ライントランセクト調査、定点調査とも前年度より多くの個体が確認されております。

今年度は、本種の発生状況がよかったこと、調査時の気象条件や光条件がよかったことなどから、多くの個体が確認されたものと考えられます。

事後調査における環境モニタリング結果の説明は以上でございます。

◎委員長

御説明ありましたが、御質問ございますでしょうか。

○委員

質問ではないんですけれども、5月に出ました『森の泉』の一番最後に、国崎通信という

のを人博の八木さんが書いていらっしやって、そこに「実はヒメボタルの最も多く見られたのは、ちょうどリサイクルプラザ棟から啓発施設ゆめほたるの建っているあたりの緩斜面でした。残念ながらこの部分の生息地は消滅しましたが」というくだりがあるんです。これを読んだときに、私はこの施設が建てられる前の状況のこの土地の歴史というんですか、人とか虫たちの営みがわかるような記述で、それがあったことをとてもうれしく読みました。

こういう流れがあってこそその環境保全委員会でもあると思うので、一言述べさせていただきます。

◎委員長

ほかに何かございますでしょうか。

(発言者なし)

◎委員長

そうしましたら、次の平成22年度の環境影響評価の事後調査結果に対する意見についての説明をお願いします。

○事務局

それでは、平成22年度環境影響評価事後調査結果にかかる意見についてでございます。前回の委員会で出ました意見を踏まえまして、まとめさせていただいたものでございます。一度読ませていただきます。資料4でございます。

「平成23年5月、猪名川上流広域ごみ処理施設組合から、本委員会に対し、平成22年度環境影響評価事後調査結果報告書が提出されました。

これは、組合が猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響評価の実施手続きに関する条例に基づき、平成22年度に実施した事後調査の結果を事後調査結果報告書としてとりまとめたものです。

ごみ処理施設につきましては、その稼働によりまして、周辺住民の方々の健康や生活環境へ何らかの影響があるのではないかという不安、あるいは地球環境という視点からの影響など、広範囲に高い関心があります。

そのため、事後調査結果報告書は、同条例の規定により、15日間公衆の縦覧に供することとなっております。

本委員会の委員は、学識経験者、周辺の住民、並びに関係行政機関の職員から構成されており、それぞれの立場での意見をお持ちであることから、個々の委員の意見をそのまま公表することにより、各々の思いや考え方を住民の皆様にも広く知っていただき、猪名川上流広域ごみ処理施設をめぐる環境保全の状況につきまして、御理解を深めていただくことにつながればと考えています。

平成23年8月 猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会委員長 吉田篤正

説明は以上でございます。

◎委員長

後ろのほうに、お二人の委員から御意見いただいておりますが、この2件につきまして、御意見あるいは御質問というか、少し時間をとって議論をさせていただきたいと思います。

書かれたお二人のほうから何か追加で御意見ありましたら。

○委員

書いているとおりでございまして、別に付け足すようなことは何もないんですが、一つはダイオキシン類の総量規制値に関する件が事後調査報告書に抜けている。非常に大きな項目、要件なんで、これは追加といいますか、入れていただきたい。

言葉の使い方ですけども、あいかわらずこの報告書についても、建設事業というふうになっています。組合が作成された環境保全委員会の設置要綱においても、第1条に、建設及び運営という字句を用いて工事完了の前と後とを区別した言葉を使っているので、例えば運営事業とか運転管理事業とかいうふうな、現在の状況に適切な名称に変えられたほうがいいんじゃないかというふうに思ひまして、意見を述べさせていただきました。

○委員

焼却施設と灰溶融炉の運転のことについて、自分としては、あまり納得のいかない答えをいただいたままだったので、こういう書き方になっていますけれども、ちょうど7月25日に出た『森の泉』の中に、やはり4面なんです。「施設の運転を工夫し、30%の節電」ということで、「工夫をして、関電からの電力供給を当初計画より14日間減らします」というふうな写真付きの記事が載っていました。

私が欲しかったのは、まさにこういうことなんです。

ごみが少ないからこうなってます、こういう運転してますというふうなことじゃなくて、現実はこちらですが、こういう工夫をしますというお答えを聞きたかったです。

それがたまたま7月の森の泉に載っていたので、お伺いしたいんですけれども、こういう運転の工夫の仕方というのは、今回の震災後の対応なのだと思いますが、常に心がけてするということは無理なんでしょうか。

住民としては、ごみの量のせいにはせずに、ぜひこういうことをきちんと工夫してやってほしいと思います。

テレビでも見たんですが、京都のほうでは、焼却施設の電力を生かしてかなりの電力を供給するというふうに聞いていますし、朝日新聞では、ごみ発電で原発2基分に相当するということを書いてありました。

+

ここの施設の発電設備は非常に効率がよいと聞いておりますので、そのあたりのことをぜひ教えてください。

◎委員長

お二人のほうから御意見あるいは補足が少しございました。

事務局のほうでお答えすぐできるものと、すぐできないものがあると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

御意見をちょうだいしております1番目ダイオキシン類の総量規制値に関する件でございますが、このダイオキシン類の総排出量の計算につきましては、年1回、当委員会のほうに御報告をさせていただいております。

今回、平成22年度の事後調査の結果報告書は、こちらの報告書に係る意見についてでもお示しさせていただいておりますけれども、この環境影響評価の実施手続きに関する条例に基づきまして調査をし、その報告書を作成し、縦覧するという運びの内容のものでございまして、このダイオキシン類の総排出量については、それとは別に年1回報告をさせていただいておりますので、そのような分け方をさせていただければというふうに思っております。

それから、2点目の、タイトルのところで、建設事業というのはいかかなものかという御意見でございまして、なるほどそのとおりだというふうに思っております。

ただ、この名前がついておりますのは、この環境影響評価事後調査というものの対象事業というのは、あくまでも環境アセスメントの流れに沿った供用後の事後調査ですので、その調査の元の事業というのは、あくまでもこの建設事業という意味でこういうタイトルがついてございます。

ただ、委員おっしゃいますように、こういう名前をつけておること自体がいかなものかというふうにも思いますので、この建設事業というところの行につきましては、この報告書の中から削除をするということにさせていただければと思います。

それから、委員のほうから御質問がございました、運転の工夫という意味で、『森の泉』の記事のことをおっしゃられまして、おっしゃいますとおり、今回の震災の影響で関西電力の節電要請がございましたので、それに基づく対策として打ち出したところでございます。

この工夫の仕方といいますのは、この焼却炉で焼却いたします量を、通常ですと117.5トン×2で235トンの定格で運転しているわけですが、それを約105トン×2ですから210トンというごみ焼却の量に落としまして、2炉同時運転をする日数をできるだけ長くするというのを、今現在実施中でございます。

それでいきますと、この7月から9月の間、92日あるわけですが、その中で14日

間2炉運転を引き延ばすことが計算上できると、今そういう形で進んでおるわけですが、そういうことができますので、その14日間につきましては、関西電力のほうから電気を供給してもらうということをしなくて済む。発電した電力だけで場内を賄い、なおかつ余った電気を売るというふうなことをいたしております。

おおむね2炉運転しておりますときに、3,660キロワットという電力を生み出すわけでございます、そのときに売電、要は関電側に逆に売る量といたしまして、これは平均の話ですけども、1時間あたり約1,660キロワット売ることができます。

これが年間365日、24時間の平均の1世帯当たりの電気の使用量が、1時間当たり0.39キロワットというふうな値が東京都のほうから示されておまして、その値を利用いたしますと、約4,200世帯の電力を賄える量として、関電のほうに売ることができておるというふうな状況でございます。

#### ○委員

ダイオキシン類の総量規制値について、各年の事後調査結果報告書というのは、一応全部まとめた分になってますので、ある項目はどこかで載せて発表してますからということではなしに、これさえ見たら重要なものは全部入っているという形にさせていただいたほうがいいんじゃないか。

総量規制値というのは、このパンフレット等にも載っているような、市民に公開はしているんですけども、関心のあるデータですから、それは一番肝心な各年のとりまとめの報告書に載せて、ほかの報告書に載っているからこれには載せてないということはちょっとおかしいんで、この報告書そのものに載せていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、他の委員さんの質問で、私も一回京都の件、私なりに読んで間違っているかもわかりませんが、京都市さんがされたのは、ごみを一日中平均に燃やすんじゃない。需給状況が一番タイトな昼間にごみをたくさん燃やそう、夜間は少なく燃やそう。そういうように夜間というのは電力が余っているわけですから、そういうふうな工夫をして、ごみを燃やしているということが載っていたように思います。

ですから、トータルで電気の使用量を減らすという意味で100トンでずっといくというよりは、もっと積極的に、一番タイトな時間にうんと燃やして電力をつくって、関西電力に渡そうやないかというふうな考え方がこちらでもやれるんじゃないかなというのが委員さんの御質問かと思えます。

#### ○委員

京都のことを、ちょっと私もこんがらがってて、丁寧に説明していただいたんで、そうなんです。そういう工夫を京都が積極的にしていて、さっきのは一応7月から9月という関電

の要請に基づきということだったんですが、それは常に心がけて工夫して運転するという  
 ことにはならないわけでしょうか。それはなぜでしょうか。

◎委員長

一つ目の、ダイオキシン類の記載について、条例で入ってないからということが事務局の  
 お答えで、ただこれはほかの人が見るときに全体を見たいという御意見があるんですが、そ  
 の辺についていかがでしょう。

○事務局

私どものほうの考え方といたしましては、先ほど申したようなことになろうかと思えます。  
 同じことを二度言うのもなんですので、そういうふうな形でお願いをしたいなというふう  
 には思っております。

それから、電力を使用するピークの時間帯に合わせてごみの焼く量を変動させてはどうか  
 とのお話ですけども、私どものほうの焼却炉でも極端に大きくは変動はさせられませんが、  
 昼間の時間帯と夜間の時間帯で、105トン、常に一定というわけではなくて、蒸気の発生  
 量を昼間は多くしてやり、夜間は蒸気の発生量を抑えた恰好で24時間おこなべますと10  
 5トンになるような運転の仕方をして、大きな意味で広くとらえていただきますと、工夫を  
 させていただいておるという状況でございます。

それから、7月から9月以外についても、そういう工夫を続けられませんかというお話で  
 す。可能な限りやりたいとは思っております。

ただ、焼却炉の運転をいたしますのに、メーカーのほうと話をいたしますと、やはり定格  
 で焼却炉の運転をするのが、運転員そのものも運転の仕方が通常と違う方法でやりますと、  
 気をつかうということもありますし、炉の保守整備をする上でも、定格で運転をするほうが  
 楽なんですけどもということは聞いております。

ちょっと答えになってないかもしれませんが、以上です。

○委員

何回も言っても切りがないのでこれでやめますけども、どうもマーケット志向なのか、原  
 価積み上げ志向なのかという、製品の販売価格を決める状況と同じことなんです。

昔は原価から販売価格を決めていたんですけど、今はマーケットが幾らで買ってくれるか  
 ということで売値が決まるわけです。こんな報告書も、市民がどれだけ読みやすいかと、い  
 かに理解しやすいかということで作るべきで、役所の立場でつくっていくのではなく、市  
 民がわかりやすいようにつくるということで、もう少しやわらかい方向で考えていただけれ  
 ばと思います。

◎委員長

御意見のほういただいたと思いますが、ダイオキシン類の記載のほうにつきましては、読む側としてはできればということで、何らかの工夫をして、少しでもそういうのは入れられないかどうかについて、きょうすぐには無理だと思いますけども、御検討のほう少しいただいて、きょうこの後総量規制の話も出てきますので、それも踏まえまして、少し検討していただければと思います。

それから、運転のほうにつきましては、可能な範囲で検討はしていただいているというか工夫をしていただいているということですので、あと、中の記載のほうにつきましても、少し読む側のほうの立場に立って、少し記載のほう、表現あるいは内容につきましても工夫をしていただける範囲で、今後につきましては、またこれからも多分いろいろ御意見出てくると思いますので、それも踏まえまして、また意見を入れた形で修正をしていただければと思います。

昨年度につきましては、一応この形でさせていただくということで、本年度につきましては、きょう議論させていただきました分も踏まえまして記載いただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事のほう一応これで終わりなんですけど、次に大事なお話で、宿題になっておりましたダイオキシン類の総量規制についてということで、これは少し歴史的なものというか、この委員会あるいはその前の委員会、その辺から数字とかあるいは議論されたものとか決まったものを拾っていかないと、誤解を招いたりあるいは議論がかみ合わないというケースが出てくるかと思っておりますので、事務局のほうで整理を今回していただきましたので、それについて、まず説明をしていただきたいと思います。

#### ○事務局

それでは、ダイオキシン類総排出量について御説明いたします。

お手元に御案内しておりますA3サイズの資料5-1がダイオキシン類総排出量に対する考え方の推移、資料5-2がダイオキシン類総排出量の算定項目の推移でございます。

資料に従いまして御説明いたします。

まず、資料5-1のダイオキシン類総排出量に対する考え方の推移という、縦長で両面印刷をしております資料をご覧ください。

この資料は、ダイオキシン類総排出量に対する考え方や規制値がどのように推移していったかを時系列にまとめたものでございます。

最初に、左端に記載しております番号のNo.3でございます。

これは平成11年6月19日開催の整備検討委員会の資料で、総合的に見た猪名川上流1市3町広域ごみ処理施設における基準（案）として、初めて数値として出された値でございます。

ます。

ここで「排ガス基準については0.1とする。」「焼却灰・飛灰に含まれて施設外へ排出されるものを含めた排出総量を $5\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下とする。」とあり、備考欄には、「世界的にも総排出量の目標値を明示している例はない。」との注意書きが記載されていました。

この数値のよりどころとなったのは、No.1とNo.2のところにある、平成9年1月に出されたごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインであります。

これは、旧厚生省が設置した、ごみ処理に係るダイオキシン類削減対策検討会からの報告でありまして、この報告書の中で、ごみ焼却排ガス及び焼却灰、飛灰、ダイオキシン類総排出量の概念として、「ごみ焼却施設からの排出総量は排ガス中に含まれて大気中に放出されるものと、焼却灰・飛灰に含まれて施設外へ排出されるものの総量である。」としております。

また、「溶融固化や加熱脱塩素などの処理を経た場合には、上記の焼却排ガスからの排出量にスラグや排ガスなどの処理に伴う生成排出物に残存するダイオキシン類の排出量を加えたものが排出総量となる。」としております。

さらに、No.2の項目ですが、対策を講じた焼却施設からのダイオキシン類の排出総量の推定として計算した結果、「推定値が $4.25\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ であることから、 $5\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下とすることは可能である。」との記述があり、これが先ほどのNo.3に初めて示されたダイオキシン類の排出総量を $5\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下としたことの根拠であります。

ダイオキシン類の排出総量についての議論が始まった当初は、総排出量項目は、排ガス、焼却灰、飛灰の三つで、規制値は $5\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下、また排出ガスは0.1でスタートしておりました。

その後、整備検討委員会で、排水などについての議論がなされ、平成11年9月5日の中間報告書では、「本計画では、ダイオキシン類の排ガス基準及び排水・溶融スラグ・溶融飛灰に含まれて施設外へ排出されるものを含めた総量について、下記のとおり基準を定めるものとする。」として、排ガス基準は、「厚生省ダイオキシン類発生防止等ガイドラインの $0.1\text{ng}-\text{TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下とする。」「排水・溶融スラグ・溶融飛灰に含まれて施設外へ排出されるものを含めた総量 $5\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下とする。」とし、この時点で $5\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下とする総量の中に排水が加わりました。

また、溶融する前提で、焼却灰を溶融スラグ、飛灰を溶融飛灰と表現を変更しております。同じく9月に出された最終の報告書でも、この考え方が踏襲されました。

資料5-2のダイオキシン類総排出量の算定項目の推移という横長の資料をご覧ください。  
これは、ダイオキシン類総排出量で何を算定するのか、またその呼び方と申しますか、名称がどう変わっていったかを取りまとめたものでございます。

左から三つめの整備検討委員会から排水が加わっております。

この時点で、総排出量項目は、排ガス、溶融スラグ、溶融飛灰、そして排水の四つで、規制値は $5 \mu\text{g-TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下、また排出ガスの0.1と原案から数値が変わっておりません。

資料5-1に戻りまして、No.9からNo.13までが焼却方式検討委員会での議論になるわけですが、ここでは平成15年1月の報告書から抜粋しております。

No.11のダイオキシン類の総排出基準についての説明文ですが、整備検討委員会の答申の中で、「当時としては画期的なダイオキシン類の総量規制値を、ごみ1トン当たり $5 \mu\text{g-TEQ}$ 以下とした。これはごみ1トンを処理したときに、排ガス・排水・焼却残渣に含まれて施設外に排出されるダイオキシン類の総量の目標値を定めたものである。

この目標値をクリアするためには、焼却残渣、とりわけ飛灰中のダイオキシン類を減少する処理が必要となり、現段階では溶融固化処理が最善の手段であると考えられる。」とあり、また、No.12を見ていただきますと、焼却残渣とは、「焼却炉でごみを焼却すると焼却灰と飛灰が発生する。これらをあわせて焼却残渣という。」と解説があります。

学識経験者や住民などで組織された整備検討委員会も、焼却方式検討委員会も、総排出量項目には排水が明記されましたが、規制値は $5 \mu\text{g-TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下、また排出ガスは0.1と数値は変わっておりません。

また焼却方式検討委員会の検討の過程で、施設を建設する企業に対しまして、ごみ処理施設焼却方式についてのアンケートを行っております。

それが、No.9になりますが、そのアンケートで回答のあった18社のうち、焼却+灰溶融炉方式を採用する9社の回答を記載しております。

ご覧いただきますと、ダイオキシン類において実施可能な排出基準量としまして、総量の保証値は0.5~5で、平均値は3.222という結果であります。

一方、総量の目標値は、0.5~1.611で、平均値は1.233という結果であります。

この総量の内訳は、排ガス・スラグ・溶融飛灰・排水の四つの項目になってございます。

ここで再度資料5-2をごらんいただきますと、右から四つ目の項目のアンケートでは、整備検討委員会で溶融スラグと言っていたものが、単にスラグとなっております。

また、一つ右の焼却方式検討委員会の報告書では、スラグと溶融飛灰をまとめて、焼却残

渣という表現にしておりますことは、先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。

また資料5-1に戻りまして、No.13ですが、焼却方式検討委員会の報告書には、3. 今後の課題と提言に、「ダイオキシンの煙突出口の値と総量規制値については、応募メーカーの平均値を採用するのではなく、最も厳しい値を基本仕様にする。」という住民委員からの要望が付記されております。

続きまして、資料5-1の裏面でございます。No.14、15でございます。

二つの委員会の議論を経てからの組合議会での質問への答弁でございます。

No.14は、平成15年8月21日に開催された組合議会の本会議で、議員から、今後の施設的环境レベルの具体的数値目標についての一般質問がございました。

この質問に対し、当時の事務局長でございますが、「焼却方式検討委員会では、メーカーアンケートの結果などから、ダイオキシンの煙突出口の値と総量規制値については最も厳しい値を採用するように提言をいただきました。」とあるのは、先ほど御説明しましたNo.13の焼却方式検討委員会の報告書に付記された住民委員からの要望のことでございます。

その要望を受けまして、また「平成11年9月の整備検討委員会報告からの基準値に経年変化による技術の進歩等を加味し、ダイオキシン類の排ガス中での基準値0.1ナノグラム以下をその10分の1の0.01ナノグラム以下に、また総排出量の基準値5マイクログラム以下を3マイクログラム以下とする仕様で計画してまいりたいと考えております。」と答弁しており、ここで排ガスの基準値は10分の1となり、また総排出量の基準値5マイクログラム以下が3マイクログラム以下にしております。

No.15ですが、本会議と同じ日に開催された議員総会でも、事務局から同様の説明をさせていただきます。

続きまして、No.16からNo.20でございます。組合内部での資料になります。

No.16は、平成15年8月に、施設建設にあたり、整備計画や発注仕様書を確定させるために必要な資料などをメーカーから取り寄せるための見積発注仕様書での表記、またNo.17は平成16年3月に作成した環境省へ補助金の申請を行う際に添付するごみ処理施設整備事業計画で、いずれも先ほどの組合議会で表明した数値と変わっておりません。

次のNo.18ですが、これは先ほどメーカーに問い合わせた資料などをとりまとめた見積設計図書比較検討資料で、平成16年度に作成した見積設計図書の技術検討書に掲載されている資料でございます。

その中で、ダイオキシン系外持ち出し量の保証値・目標値に関する記載がございます。

見積発注仕様書に対するメーカー10社の回答値は、最小値0.5383、最大値1.9269、平均値0.09783であったわけですが、これが保証値なのか目標値なのか明確

でなかったため、平成16年6月16日に各メーカーに改めて問い合わせ確認した結果がその次に記載されている数値でございます。なお、単位はすべて $\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ でございます。

メーカー10社再確認後の保証値でございます。最小値1、最大値3、平均値2.5。目標値ですが、最小値0.538、最大値1、平均値0.9357。また、このときにメーカーが総排出量を積算するに当たっての内訳ですが、資料5-2をごらんください。

右から二つ目ですが、算定項目として、煙突出口ガス、焼却残渣を三つに分けて、スラグ・メタル、洗煙系汚泥、薬剤処理後、排水を二つに分けて、洗煙系排水処理、プラント系排水処理の6項目がございます。

また資料5-1の裏側に戻っていただきまして、No.19ですが、平成17年1月のごみ処理施設建設工事に当たっての発注仕様書での記載でございます。

排ガス基準は、組合議会で表明した数値から変更はありませんが、ダイオキシン類総量規制値については、組合議会で表明した $3\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下から $2\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下。そして目標値は $1\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{ごみトン}$ 以下と相当に厳しい数値に引き下げられております。

これをメーカーのほうから取り寄せた資料が各種調査データ、あるいはコンサルタントの意見などを参考に、組合独自に厳しく自主規制を行い、判断した結果の数値でございます。

最後に、No.20でございますが、これは現在組合が環境保全委員会などに報告しておりますダイオキシン類総排出量計算書の項目でございます。

大きく分けて三つですが、排ガス、処分物、排水で、処分物の内訳は、溶融飛灰固化物、溶融スラグ、溶融メタル、大塊物、磁性灰でございます。

資料5-2をごらんいただきたいと思います。

一番右の項目でございます。焼却残渣であります。処分物をかなり詳しく分けて報告させていただいております。

以上、雑駁でございますけれども、ダイオキシン類総排出量についての御説明を終わらせていただきます。

#### ◎委員長

ありがとうございました。

時系列で、規制値とそれから総量規制の場合のほうの内訳ですね。どういうものがこの中に含まれるかということについて、時系列で記録に残っているものですね、それをおのおの御説明をいただきました。

多少途中で名称が変更になったりとか、少し複雑になったりとかございますが、最終的に

は現在のところ組合のほうでとっているのが、表5-2の一番最後の欄、あるいは表のほうの一番下の欄が公式の見解ということになっています。

以上の説明していただきましたものにつきまして、まず御質問がございますでしょうか。あるいは抜けているとか、あるいは少し違っているんでないかということがございましたら、御意見述べていただければと思います。

○委員

非常に時系列的に丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。非常に御苦労があったかと思います。

ずっとこのNo.1からNo.20まで見させていただきまして、特に違和感はございませんのですが、すけども、ちょっと意見としては、この備考欄のNo.7ですけども、平成11年9月、そこに、「また熔融する前提で焼却灰を熔融スラグ、飛灰を熔融飛灰と表現を変更した。」と書いているんですけど、これちょっと違和感があります。

といいますのは、その上のNo.5のところにあります飛灰とNo.7のところの熔融飛灰とは全く出所が違いますので、ここは言うなれば、「また熔融する前提で焼却灰と飛灰を熔融スラグ、それで焼却灰を熔融して発生する熔融飛灰を新たに加えた。」という表現のほうが良いと思います。

そうでないと、ちょっと一般の人には、これを開示してわかりにくいんじゃないかと。

「と表現を変更した。」というのがちょっと納得がしにくいんでないかと、これ1点でございます。

◎委員長

今の件につきまして、いかがでしょうか。

○事務局

委員のおっしゃるとおりだと思います。資料といたしましては、今言われたような内容に変更したいと思います。

◎委員長

ここは修正していただけるということです。

ほかにございませんでしょうか。

○委員

時系列的に書かれて、発注仕様書をつくられた段階までのところで、総量規制を計算する対象物というのを、排ガス、排水、熔融スラグ、熔融飛灰というふうにしておられますけども、ここでは設備として活性炭吸着塔というふうなものが頭にあって、こういうふうなことを書かれたのか、そういうものは全く頭になかって、メーカーが決まってから今回の設備に

はそういうものがついてくるよということに初めてなったのか、いかがですか。

○事務局

この見積発注仕様書の段階で10社のメーカーからその排ガス処理の工程を出していただいております。その中に1社、JFEになるわけですが、ここは活性炭吸着塔を入れるというふうになっておりました。

ですから、当初からそのJFEについては、活性炭があるのかなというのは認識しておりました。

○委員

全部のメーカーがそういうものを付けたわけでもないで、総量規制の対象物として考えられる中で、吸着塔を追加した。使った後の活性炭、廃棄活性炭というものも対象になるということは特殊事情で、そういうものを付けたメーカーだけの特殊事情になるということですから、一般仕様のにはそういうものは書かれてなくて、そういうものを付けられたメーカーのものを使ったときは、やはりそういう活性炭というものも対象とは考えられませんでしたでしょうか。

○事務局

その当時は考えてなかったと思います。

○委員

ということは、今は考えるべきだと思っておられるんですか。

○事務局

これは事務局の考えですけども、この活性炭吸着塔の中にあるダイオキシン類というのは、もともと総量規制の発端がガイドラインで示されている資料から出てきておまして、排ガス、主灰、飛灰というところを限定して考えておりますので、そういう流れの中で今お示しをしております項目で全部であろうというふうに思っております。

○委員

今お示しをということは、廃棄活性炭を含まないという意味ですか。活性炭の中にはダイオキシンというのは、ガス中のダイオキシンが仮にそこに留まっただけの話なんですね。だから、本来活性炭がなかったら、煙突から出るという種類のものですから、排ガス中のダイオキシンの一部分であるという拡大解釈が十分成り立つと思うんですが、いかがですか。

○事務局

そのようには思っておりません。この資料の中にも、前回ダイオキシンのガイドライン等の総量規制という言葉について、国あるいは県なりに見解を聞いてくださいということで、県のほうに問い合わせをいたしまして、その結果を突き合わせしておるんですけども、基本

的には排ガスで出ていくというのは、そういう装置から出た後の煙突から出ていくものを排ガスという形でとらえておまして、各設備の中に留まっておるものを対象にするとは考えてございません。

○委員

総量という意味はどういうことなのでしょうかね。何か限定したものだけでやって、総量規制じゃなしに、ある特定項目の合計量という意味なんですか。これでしたら、総量にはならないんですがね。

○事務局

おっしゃっている意味は十分理解しているつもりでございます。ただ、この発注仕様書の中で、2という基準値を組合が定めて、メーカーにそれを守るような施設をつくりなさいといったときのその項目といたしましては、先ほども資料の中で説明させていただきましたような種々の項目に限定をしておるといふふうに思っております。

○委員

そしたら、今度は溶融飛灰を三井へ持って行っておられますけども、そうなったときは、当然それは外すというふうに考えておられるんですか。

○事務局

溶融飛灰の固化物ですね、それにつきましては、計算の中に入れるべきであると。前々回ですか、その説明をさせていただきましたときには、計算から外すというふうに説明をいたしまして、委員長のほうから、その部分は削りなさいというふうに言われてもおりますし、今回このように過去の資料を整理いたします中で、溶融飛灰を外すというのはふさわしくない。その溶融飛灰固化物も総量規制の計算の中に入れるべきものであるというふうに認識いたしました。

○委員

そうしましたら、系外に持ち出されて、メーカーのほうで焼却処分にされる活性炭、ダイオキシンを含んだ活性炭と同じように、ダイオキシンを含んだ溶融飛灰を系外に持ち出してメーカーで処理をしたものと同じような性格のものですけども、取り扱いが違うわけですね。取り扱いを違える理由は何なんですか。

○事務局

先ほどの資料の5-2のところにもお示しをしておりますけども、もともとのガイドラインの中で言ってます焼却灰、飛灰、そういう項目を平成11年9月に排水を加えるというふうにいたしまして、その後は枠といたしましては、この四つの項目の枠を対象の項目というふうに考えております。

その時々によって現象が違ったりだとか分け方が違ったりだとかしてはありますが、対象とする項目は、この平成11年9月のときから変わっていないというふうに思っております。

○委員

どうも説明がわかりにくい。ちょっと理解ができないんですけども、一般に住民側から見たら同じものだ。両方とも外してもいいし、両方とも入れてもいい。一つ入れて一つ入れないというのは不公平やなというふうな考えがしますので、ほかの委員の方どういうふうにお考えかわかりませんが、私と2人でしゃべっていたって仕方ないので、ほかの方の御意見を出していただきたいと思います。

◎委員長

わかりました。ほかの方。

○委員

ちょっと例えますけども、NHKのニュース9ですね、最後にテロップ出てきますね。そのニュース核心はどこだと。まさにそれだと思うんです。

といいますのはね、事務局の職員が替わりまして、前事務局長に替わられたときからですね、この排出量のとらえ方というのが変わってきたんですね。

ちょうどここに資料がありますので、先ほど修正確認しましたこの議事録の32ページをご覧くださいと思いますけど、確認のために読んでみます。

「○事務局 環境への負荷という意味から、」この負荷というのは、例えば環境省では排出インベントリーというのを出していますし、それから事務局のほうは耐容一日摂取量ですね、いわゆるTDIということを出してきましたね、「環境への負荷という意味から、ダイオキシン類の総量というものを計算するというふうに事務局のほうではとらえておまして、」以下中略します、それで3行ぐらい飛ばしまして、「さまざまな物があるかと思いますが、適正に産業廃棄物として処理をしている中で、ダイオキシンについて分解がされているのであれば、その部分については、総量の計算の中には入ってこないのではないかというふうに思っております。」と、これは要するに撤回されるわけですね。

それを確認します。

○事務局

溶融飛灰固化物のほうについては、考え方を考えさせていただきました。

○委員

関連ですけどね、私言っているのは、まずそのニュース核心はどこだと。この資料でね、私、報告事項で、ダイオキシン類総排出量について③としまして、ダイオキシン総排出量の算定の考え方についてという資料が抜けておるんですね。そこが一番大事なんですよ。何を

入れて何を入れないかというのはね、これも次に皆さんでコンセンサスで決めたらいいと思うんです。こういったものを先ほど委員も指摘しましたように、その活性炭はどうで、それから溶融飛灰固化物はどうかという話はこれは枝葉の問題なんです。

ですからね、私ども委員は、この総排出量というのは、いわゆる物質収支といいますかね、マスバランス的にとらえて、排ガスも含めて、施設外に排出されるダイオキシン類の総量だというふうにずっと解釈してきたんですよ。

たまたまこの10日に、猪名川公民館で焼却方式検討委員会の5人が集まりまして、そのときに私質問してきたんですよ。皆さんね、そういう御意見なんです。

つまり、煙突から出る排ガスの分も含めて、施設外に排出するすべてのものを含め、概念的ですよ、そういうことなんです。

私から言いますとね、その大気中に出るもの、排水として水に含まれて出るもの、それから廃棄物あるいは処分物はね、これは廃掃法の概念からいきますとね、事業場の敷地境界線なんですよ。それから外へ出るものをね、物質収支的に結局、総排出量となるわけですね。

ですから、そのいろんな環境法令の中のそういう法の概念とか解釈とかを守ってほしいと思うんですよ。それだけです。

#### ◎委員長

ほかにご意見、全体の御意見いただきたいと思うんですけれど。

#### ○委員

私もその総排出量というのを、さっきの活性炭吸着塔のカートリッジは絶対に入るのではないかと思うんです。なぜかというと、一連の流れの中で、最後に来たカートリッジですから、しかも年に2回も替えるようなカートリッジがどのぐらいのダイオキシンを含んでいるのかというのは、やっぱりきちんと入れなきゃいけないんじゃないかと思います。

今回これを読ませていただいて、確かに時系列ですごくわかりやすく、すべての問題がこういうふうにとらえられてきたら、これまでいろんな問題が起こったことも、もう少しスムーズに解決できたんじゃないかと思うんですが、ただこの中で、焼却方式検討委員会の住民委員の付記ということで、一部取り出されて書かれているんですが、このように抜き出されると、非常に誤解を招く恐れがあるので、ちょっと一言どうしても言いたくて挙手をいたしました。

と言いますのは、今後の課題と提言というのが十何行ありまして、その下に、囲み記事で、付記がされてます。でもその付記は5点ほど書いてあって、その中の2点目のところで、「ダイオキシンの煙突出口の値と総量規制値については、応募メーカーの平均値を採用するのではなく最も厳しい値を基本仕様にする。」と書かれています。

書いているんですが、例えば、これは平均値を採用すれば、メーカーさんというのは、いろんなところで、自分ところの技術のすぐれたものを打ち出してきて競争しますので、このところはAというポイントがすごい高いが、Bというポイントはちょっと落ちる。こちら側は、Aが落ちるがBは高いと、いろいろありますよね。そういうことで平均値をとるよりも、できれば最も厳しい値と書いてありますが、この裏にはやっぱりシンプルな設備でランニングコストも、もちろん実際のコストもそうですが、ランニングコストもリーズナブルであるという住民の意識がこの1冊の本（『猪名川上流広域ごみ処理施設焼却方式検討委員会報告書』平成15年1月）には書かれているんですね。

全体の中からここだけが抜き出されているということに、私はものすごい何か違和感を覚えました。

確かに最も厳しい値を基本仕様にするとは書かれていますけれども、例えば10社のうちの最も厳しい値をすべて並べて、はいこれが基本仕様ですって、できるメーカーさんはどこにもいないと思うんです。そういう意味だと思って読んでください。

○委員長

ほかに御意見あるいは御質問ございますでしょうか。

○委員

ダイオキシン類の総量規制の考え方なんですけど、当然規制という概念は、目的があるわけでございまして、この総量規制が必要な訳というのは、先ほどのTDI、すなわち最終的に人間に返ってくるから規制があるべきだと考えてます。

先ほどから問題になっている活性炭とか溶融飛灰、それがそのまま自然界に出て人間に返ってくるのならこれは当然総量規制の中に入れなければならないと思うわけですが、それが適正に処理されて、ほぼ自然界に負荷を与えないということでしたら、実は総量規制に入れる必要がないと考えておりました、先ほど読まれました、32ページの解釈はそのまま当てはまるんじゃないかと考えております。

○委員

委員おっしゃったそのとおりですね、私は活性炭を入れないのならば、山元還元を持って行く溶融飛灰も入れる必要はない。山元還元を持っていく溶融飛灰を入れるんだったら、活性炭も入れんといけない。どっちかはっきりしてくれ。今委員のおっしゃったとおりなんです。片方にえこひいきですねと言ったのはそういう意味です。

○委員

今の我々が一番大事なことは、瑕疵担保期間はあと半年に控えまして、その発注仕様書、それを受けてJFEさんが工事仕様書として、こういうスペックを満足する設備仕様で施工

しますと約束しとるわけですね。だからそこへ持って行ってね、この2マイクログラムをそれから目標値を1ということはどういうふうに反映するかということが急務の問題なんですね。

今委員がおっしゃったようなことでいきますと、直近の22年度の実績で、前回の委員会資料の6なんですけどね、ごみ1トン当たりのダイオキシン類の排出量ですね、これは見事に前年から2分の1になりましたね。0.9065マイクログラムですね。

それから、先ほどの溶融飛灰固化物を引きましたらね、溶融飛灰固化物が0.9012ですから、それは要するに総量計算から引くことができるよという考えで引きましたら、0.0053と極めてゼロに近い数値になるんですね。これがダイオキシン類の総排出量として評価するとなったら、どういうふうに考えるんでしょうね。私はそれを思うんです。

だから、それはもうメーカーさんとしたら、カモがネギをしょってきてくれたみたいなんで、もう万々歳だと思うんですね。

だから、その辺も含めていろいろここで検討しないと、私はこの前10日にみんな集まって話しまして、その排ガス分も含めた施設外に排出されるダイオキシン類の総量というふうにみんなが概念的ですけど理解しているわけですね。

だから焼却方式検討委員会の終わる時点ではそう。それから以降ですね、具体的には活性炭吸着塔が入ったり、それから灰溶融炉、電気式、ガス式、いろいろ変遷がございますんですけどね、やっぱり基本的にはその業界通念といいますかね、そういう物質収支的なとらえ方でいきまないと、今後いろんなもの変わってきます。排ガス処理装置についてもバグフィルターの前に活性炭の噴霧装置がついたり、原燃料につきましても、やっぱり容リプラを自家焼却するときも出てくるかと思うのです。

そういう変化にもかかわらず、やっぱり総排出量なるものをマスバランス的にとらえておかないと、私はちょっと問題だと思うし、対外的にも指摘されると私思いますけどね。

#### ◎委員長

ほかに、御意見ございますでしょうか。少し違うところの御意見ありましたら。

#### ○委員

この総排出量と、いわゆるマスバランスというのは、やはり活性炭のところは入ってしまうんじゃないかなというふうに思います。

ただ、この総量規制値というのが、No.19、平成17年1月の建設工事発注仕様書のところで出ていて、ここではあまり使いたくない言葉ですが、活性炭自身は、1社はあったんでしょうけども、それほど想定はされてなかったと思われるので、そういう意味ではその上の1から6のものがこの総量規制のところでは、カウントされるというふうに多分認識され

て今までは動いてきていたんではないかなというふうに思うんです。

ですので、やはりこの2マイクロを適用するのであれば、ここまでのもので、この総量規制値に関しては評価をせざるを得ないのかなというふうに思います。

ただその総排出量という意味でいくと、やはり活性炭の値は考えて、それはモニターしていくべきではないか。当然委員会としては、多分モニターをして、極端なことを言えば、そこで非常に大きな量が抜けるというようなことであれば、やっぱりダイオキシンがそれなりにできているということですから、そんなことは多分ないとは思いますが、総量規制値と総排出量と一緒に議論をしてしまうのか、何か概念的に考えるべきこととそれからこの基準といいますか、ちょっと分ける必要があるんじゃないかなというふうに思います。

#### ○委員

基本的に私も、今委員の言われたことが正しいんじゃないかというふうに思っております。

確かに活性炭を例にとってですね、それを処理するんだと、単純には出ないんだと、それはそうかも知れないんですけど、一方考えますとですね、非常に基本的なことから考えますと、焼却したときにダイオキシン類を出さないというか、減らすんだというのが基本的にあるんだというふうに思うわけです。

できるだけ運転、あるいは設備もそうですけど、設備と運転とをうまくやってですね、ダイオキシン類をまずはできるだけ生成をしないということですね。

その点を踏まえれば、やはり総排出量という意味では、活性炭もちゃんと踏まえておかないと、そしたら活性炭に限らず、減らすんじゃなくて何かで取ってですよ、それを処理したらいいんだというような、おかしな所へ行きつく可能性を私は懸念をするわけです。

だから、委員が言われていたように、やはり総排出量には入れるべきであって、規制値としてどうするかというのはまた別で、全く想定されてなかったかも知れませんが、それはまあちょっと違うかなと。

このA3版の資料5-1のNo.1のところちょっと気になるんですけども、平成9年1月の廃棄物研究財団ですか、そのところの廃棄物総量ということで書いてあるんですけど、その下から3行目ですね、「スラグや排ガスなどの処理に伴う生成排出物」という記載があるんです。これは処理に伴って何かできたということですね。それも排出総量とはなると私には読めます。

そういうことを、ちょっとお話しましたけれども、基本的にはやっぱり総排出量という概念の中にはやっぱり活性炭も入れるべきだと。規制はまたどういうふうに考えられるか、2が適切かどうかを議論したらよいと思います。

#### ◎委員長

ほかに、違った意見はございますでしょうか。

#### ○委員

私どもは、焼却方式検討委員会でいろいろ議論して、それでまとめましたことは、焼却炉、焼却施設全体として、ダイオキシン類の発生量をミニマムにしたいなど、焼却炉での発生、それから後々の再合成も含めましてね、そういうことなんですよ。

ですから、要するに議論のカテゴリーが違うように思うんですよ。何かそういう意味では、業界通念といいますか、そういうものの総排出量というものと、それからそのうち施設外で処理されるものがいくらとかいうような、そういうデータの取り方とか、そういう開示の仕方をしたらですね、住民の皆さんもわかりやすいし、我々も長い間、焼却方式検討委員会で議論していったものが生きるんじゃないかというように思うんです。

だから、我々の願いは、ともかく焼却施設でのダイオキシンをミニマムにしたいということなんです。

私が何でそれを言うのかといいますと、排ガス処理装置で年に1回とか2回とか取り出して観察できるのは、もうまたとないときなんです。ですから、いろんな施設の負荷とか、原材料の変更なんかあった場合に、毎年毎年そういうデータを積み重ねておいたら、おそろくいいデータの集積になるんじゃないかと思うんです。

ですから、そういう意味も込めまして、ぜひ活性炭吸着塔のダイオキシンを計っておいてもらいたいなというふうに思うんです。

そのかわり、ここに出てきてますけど、この熔融スラグとか熔融メタルとかね、こういうものは実際にダイオキシンの分析をすることを省略できると思うんです。既に実績も出てますよね。1300℃という熔融で処理されるものですから、そんなものダイオキシンが残っているはずないんです。

それはまあ注釈に入れておいてね、そんなものは計る必要がない。しかし、カートリッジのダイオキシンは、サンプリングをやっていかなあかんと思うんですけどね、それをぜひそういう意味でも採っておいてもらいたいなというふうに思います。

#### ◎委員長

大体意見が出揃ったかと思いますが、いかがでしょうか。

大体方向性がある程度見えてきたかなと思いますので、総量規制の考え方というか、もとの考え方としては、ここの焼却炉のほうで生成されるダイオキシンの総量、形はともかくとして全体としてとらえておきたいという、そういうのが住民の方の多分強い願い。これをつくったときの経緯を考えると、これは当然だと思いますので。

ただ発注仕様書を作成した段階で、そういう細かいそれぞれの各社の特殊な事情とか、そ

ういうものを含めたものまで取り込まれているというふうにはなかなか理解する、そこを強く言うのは厳しいところがあるかなと思いますので、この2マイクロというかなり厳しい値を決めた経緯のところを見ていきますと、今お話が出ているような住民の方からすると、ちょっと不満が残るかもわかりませんが、この経緯で出てきたもの、内訳のものについて、瑕疵担保が切れる段階で、性能として2マイクロというのがどこまでどういう内容で保証するのかということなのですが、それについては、今般書かれているような内容で、少し不満が残りますが、そういう形で評価をしていくということで。

この委員会としては当然そういう形だけではなくて、活性炭フィルターに付いたものとか、そういうものを含めて、全体としてそういうものを評価をしていくという形で、数値としては上げていながら、当然そのところで大きなものが数字として出てくる場合ですと、その辺のところの改善をやはり求めていくべき内容になるかなと思いますので、その辺のところを少し切り分けを図らざるを得ない。

そのときの時代の背景というか、歴史的なそのときの状況とか、そのときそれぞれ委員会のほうで持っていた情報とか、そういうことも少しございますので、完全に皆さんのほうで100%全員が満足するということはなかなか難しいかと思うんですが、結論としましては、今お話したような形でいかさせていただければかなと思いますので、よろしいでしょうか。

○委員

結構です。

◎委員長

組合もそれでよろしいでしょうか。

○事務局

ダイオキシンの総排出量の算定の仕方は従来の形でさせていただきます、ただ活性炭吸着塔の、実態としまして、どれだけダイオキシンが含まれているのか、これは測定してみないといけませんので、そういう測定を行いまして、1年に一度報告させていただきます中で、こういう測定結果でしたということを別途管理するという意味で、あわせて数字を出ささせていただきます、活性炭吸着塔のダイオキシン濃度も計って、報告をあわせて一緒にその機会の方にさせていただければというふうに思いますが。

◎委員長

よろしいでしょうか。特に異論なければ、これで決定とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、大きな宿題が終わりましたので、あとその他がございしますが、何か事務局のほうでありますでしょうか。

+

## ○事務局

環境保全委員会委員の任期についての御連絡でございます。

当委員会の任期は2年でございます、現在3期目の委員さんがおられまして、任期はここの9月30日までとなっております。

この関係、現在組合のほうで、住民の皆さんの公募を行っております、明日20日が締め切りとなっております。また周辺地域住民の委員の皆様、また関係行政機関の委員の皆様におかれましては、それぞれの御団体の御代表者様あて、推薦依頼の通知を送らせていただきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願ひいたしたいと思っております。

## ◎委員長

皆さんのほうから、委員の方から何か。

## ○委員

工場管理について、ちょっと2、3点簡単にお尋ねしたいと思います。

第1点目はね、不適合事象ですか、いわゆる事故問題が、私の記録では、22年の5月ぐらいで終わっていると思っておりますけれども、現在、そういう事象の報告がなされていませんけれども、これは非常にいいことだと思います。

ということは、不燃物、可燃物の処理のプラントでかなり事故があったようでございますけれども、現在ないということは、よほど改善されたかどうかということですね。

2点目は、炉の燃焼管理の問題ですが、炉の燃焼管理上は全体のプラントとしては公害防止装置もかなり効率よく動いておるようですが、炉自体の燃焼の管理をあらわす熱灼減量があると思っておりますけれども、これはいずれかの時点で報告がなされたと思っておりますけれども、現在、この2炉はどういう状態でね、大体一つの性能試験の値としては3%内外だというふうに聞いておりましたけれども、そこらあたりはどうなっていますか。

それから、3点目は、電力量の問題です。皆さんも御存じやと思っておりますけれども、委員会でかなり議論したことがあります、こういふうにして当時新聞に書かれました。

ところが、現在のこの統計を見てもみますと、およそ発電した電力量の20%ぐらいは売電しておるようでございます。

ということは、それだけ場内で使わなくてもいいという前提だと思いますけれども、この問題は現在もう解決したわけでございますか。やっぱり電力が余っているのだからこういうふうになっているんだというお考えですか。いやもうそれは改良したんだということでしょうか。その3点を簡単にお尋ねしたいと思います。

## ◎委員長

今の3点につきまして、お答えいただきたいと思っております。

○事務局

まず1点目、不適合事象、委員のおっしゃいましたように、平成22年の5月ぐらいだったと思います。それ以降区分3に該当する不適合事象は発生しておりません。区分4で機器の中の部品が壊れたとか、運転に支障のない範囲で取り替えたらすぐに運転ができるというようなものはございますけども、区分3以上の区分2、区分1というふうなものについては、発生してございません。

それと、改善したのかというふうなことも同時に報告したいと思っておりますけども、可燃物の破砕機、それからその下のコンベア等のところで炎検知機と、それから水噴霧の装置を増設いたしまして、改善をいたしております。

それから、熱灼減量の関係ですけども、この熱灼減量はどの性能にどれだけ影響しているのかはちょっと私、よく知らないんですけども、4%ぐらいだったと思います。

済みません。けたを一つ間違っていました。0.4%ぐらいだったと思います。

影響はほとんどありません。

○委員

これはデータとして公表されたことありますか。

○事務局

平成22年度につきましては、資料の中に入っていたと思います。

それと3点目は、電力の問題ですけども、新聞記事を私ちょっとよく知らないんですけども、私どもの発電能力が1時間当たりで言いますと5,000キロワット、ごみの質によってその定格の5,000までやっといくかいかないかですけども、質のいいときには4,800、4,900という発電量がございます。

ざくっとした話で言いますと、場内で使いますのは2,000キロワットぐらいですので、その差額分は関電のほうに売っておりますので、2炉を定格で焼却いたしますと大体2,000キロワットぐらい関電のほうに、5割ぐらいですね、関電のほうに売電するという状況に今現在なっております。

○委員

発電の内容わかりました。だから、この新聞に書いてあることは解消されたのかどうか、それを聞きたかった。

電力はあるのに、ここは熱の再利用ということで工場を建てたけども、実際はおまえところは都市ガスを使うてやるつもりなのか。そういうふうなことも新聞に書かれたじゃないですか。それは記憶ないですか、皆さん。

その問題が解消したのかどうか、それを聞きたかったんです。

こういう新聞があったでしょうが。都市ガスを利用しておった。計画としてはね。例えばお料理の時間とか何とかやってやるんやと。しかし、電力がちょっと問題なので、これは都市ガスを引いてやりますということと言われたら、これが新聞にぱっと載ってしまって、委員会でも一度問題になったと思いますね。そんなおかしいことないやないかと。ごみから発電するというとって、わざわざ都市ガスを何で引くんやと委員会で議論されたでんす。覚えてませんか。

それはね、解消されたかどうかいうことを聞きたかっただけです。その点どうですか。やはり依然と電気は送っておるけども、都市ガスは使うておるの、どっちやねん。それだけ聞きたかった。

○事務局

今の御質問ですけど、その啓発施設としてガスを使っておるかということですか。

○委員

これは当時ものすごく騒がれたはずやからね。新しい人は御存じないけども、みんな委員は覚えてますよ。今回の委員会のときでなくて、前の委員会のときに、当初私がここに入ったときに、ものすごく問題になった。これ覚えてませんか。

○委員

何年ごろですか。

○委員

20年かな。皆さん御存じないですか。

皆さん御存じない。委員長御存じでしょ。

◎委員長

わかってます。知っています。

ここで少し議論させていただいた。私副委員長だったから、議論させていただいた記憶はあります。

○委員

私ね、なぜこんな変な質問するかと言うと、ある町民の人が言うと思ったんですわ。あそこは電力は発生するけども、内部は都市ガスを使うとるそうやて、今でも言うんです。だからそれはないはずやと私は思ったけど、これちょっと頭の中に残っておったのでね、今日は一つの締めですから。

○事務局

厨房の設備関係、ガスを使っておりますので、電気で厨房施設を賄っているということではございません。

○委員

これは私もちょっと疑問あるんです。町民の人がね、この前、みんな寄ったわけです。その場でそんな話やったので。

◎委員長

もともと普通使うガスで調理をするというか、啓発の施設が中にありますので、そのこの設備としてガスを最初に引いて、それを使っていたと。今も多分そうだと思いますので、ただ電力が足りないというか、そういう意味でそこにガスを引いていたわけではなくて、もともと調理するという目的でガスを引いたというふうに私は理解をしているつもりです。

○委員

関連のお答えになるかと思うんですけど、焼却方式検討委員会では、灰溶融炉を電気式、プラズマでずっと来ておったんです。いよいよ発注仕様書を決めるとかいう段階になりました。うちぐらいの灰溶融炉の規模では、プラズマ方式では炭素棒の消耗、それに伴う維持管理費とか、それから電気式ですと、立ち上げ、立ち下げが随分と時間がかかるんですね。いわゆる車で言いましたら、ホイールベースが大きくて困るということですわ。それで我々は再度集まりましてね、そのそういう維持管理、コスト面とそれから立ち上げ立ち下げなんかの操業運転面でね、やはりガス方式にしようやということでガスになったわけなんです。そういう経緯がございます。

そのときに、本来でしたら、エコクッキングで、ごみ発電した電気を使う所がガスになったという、そういう経緯がございます。

◎委員長

はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○委員

事実だけ教えていただいたら結構なんで、良い悪いとかそういう問題ではありませんから。東日本大震災でかなり廃棄物が出てますけども、西日本、全国的にね、焼却施設廃棄物処理施設に処理の依頼が来ているはずなんですけども、国崎クリーンセンターのほうにもその処理の依頼が来ていて、それを受けられているかどうかと、もしも来た場合は受けられるかどうかだけ教えてください。

○事務局

東日本大震災の関係で、4月の下旬だったと思いますけども、国から県を通じて調査がありました。東日本でがれきが大量に出ているので、各焼却場のほうで焼ける量としたらどれぐらいあるだろうかという意味の調査がございました。

猪名川上流といたしましては、1日当たり10トンの可燃ごみでしたら余裕としてはありますよという意味で回答はいたしております。実際に、焼いてくださいというふうな依頼という意味の話は一切ございません。

焼きますかどうしますかというところですけども、放射線の問題は非常に市民の方も御心配されておられますので、今依頼を受けたから、はいやりますというふうなとらえ方はしておりません。焼く焼かないを私が最終的に決定するわけでありませんので、基本的には焼かない方向と言ったらいいんでしょうか、今すぐに焼きますとは言いつもりはございません。

#### ○委員

もしもそういった処理をされる場合ですね、いろいろ議論というか意見はあると思いますけれども、同じ国民が困っているわけですから、それをよく議論を尽くした上で考えていただいたらいいと思いますし、そのために専門家の人、学識経験者の方がおられるわけですからお願いしたいんですけども、その場合は報告だけは、後になってからなぜか伝わるというのだけはやめていただいて、正確によく説明して、安全なら安全、しないならしないということで、それも今おっしゃったような形で、適切な判断をしたという前提で、それを市民、町民に知らせて、処理をしていただくようにだけお願いしたいと思います。

#### ◎委員長

はい、よろしいでしょうか。

ほかになければ、きょうはこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

20時30分 閉会